

職員の旅費に関する条例付則第3項から第12項までの規定による各条例の一部改正
(案) 新旧対照表

1 付則第3項の規定による墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																
第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、旅行雑費及び死亡手当</u>とし、その額は別表2による。 3 旅費の支給方法は、<u>職員の旅費に関する条例（令和7年墨田区条例第 号）</u>の適用を受ける職員の例による。 別表2 <table><tr><th>種 類</th><th>旅費の額</th></tr><tr><td rowspan="2"><u>宿泊費（1夜当たり の額）</u></td><td>内国旅行 実費額又は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1本邦の表東京都の項内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあつては、同項指定職員等の欄に定める額）のいずれか低い額</td></tr><tr><td>外国旅行 実費額又は省令別表第2の2外国の表上欄に掲げる地名の区分に応じ、同表内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあつては、指定職員等の欄に定める額）のいずれか低い額</td></tr><tr><td rowspan="2"><u>宿泊手当（1夜当たりの定額）</u></td><td>内国旅行 省令別表第3の1本邦の表下欄に定める額</td></tr><tr><td>外国旅行 省令別表第3の2外国の表上欄に掲げる国の区分に応じ、同表下欄に定める額</td></tr><tr><td><u>宿泊費及び宿泊手当以外の旅費</u></td><td>職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により定める額</td></tr></table>	種 類	旅費の額	<u>宿泊費（1夜当たり の額）</u>	内国旅行 実費額又は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1本邦の表東京都の項内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあつては、同項指定職員等の欄に定める額）のいずれか低い額	外国旅行 実費額又は省令別表第2の2外国の表上欄に掲げる地名の区分に応じ、同表内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあつては、指定職員等の欄に定める額）のいずれか低い額	<u>宿泊手当（1夜当たりの定額）</u>	内国旅行 省令別表第3の1本邦の表下欄に定める額	外国旅行 省令別表第3の2外国の表上欄に掲げる国の区分に応じ、同表下欄に定める額	<u>宿泊費及び宿泊手当以外の旅費</u>	職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により定める額	第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当</u>とし、その額は別表2による。 3 旅費の支給方法は、<u>職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）</u>の適用を受ける職員の例による。 別表2 <table><tr><th>職 名</th><th>旅費の額</th></tr><tr><td>区 長</td><td><u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等（日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当については、内閣総理大臣等中その他の者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）</u></td></tr><tr><td>副区長</td><td><u>国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者（同法第34条第1項第1号に規定する旅行に係る航空賃については、同号ロに該当する者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）</u></td></tr></table>	職 名	旅費の額	区 長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等（日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当については、内閣総理大臣等中その他の者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）</u>	副区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者（同法第34条第1項第1号に規定する旅行に係る航空賃については、同号ロに該当する者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）</u>
種 類	旅費の額																
<u>宿泊費（1夜当たり の額）</u>	内国旅行 実費額又は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1本邦の表東京都の項内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあつては、同項指定職員等の欄に定める額）のいずれか低い額																
	外国旅行 実費額又は省令別表第2の2外国の表上欄に掲げる地名の区分に応じ、同表内閣総理大臣等の欄に定める額（副区長にあつては、指定職員等の欄に定める額）のいずれか低い額																
<u>宿泊手当（1夜当たりの定額）</u>	内国旅行 省令別表第3の1本邦の表下欄に定める額																
	外国旅行 省令別表第3の2外国の表上欄に掲げる国の区分に応じ、同表下欄に定める額																
<u>宿泊費及び宿泊手当以外の旅費</u>	職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により定める額																
職 名	旅費の額																
区 長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等（日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当については、内閣総理大臣等中その他の者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）</u>																
副区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者（同法第34条第1項第1号に規定する旅行に係る航空賃については、同号ロに該当する者）相当額（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）</u>																
備考																	

1 <u>内国旅行とは、職員の旅費に関する条例第2条第1号に規定する内国旅行をいい、外国旅行とは、同条第2号に規定する外国旅行をいう。</u> 2 <u>宿泊手当については、職員の旅費に関する条例第14条第2項から第4項までの規定を準用する。</u>	
---	--

2 付則第4項の規定による墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第8号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第4条 〔略〕 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は副区長相当額とする。 3 〔略〕	〔同左〕 第4条 〔略〕 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料及び食卓料の7種</u>とし、その額は副区長相当額とする。 3 〔略〕

3 付則第5項の規定による墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第9号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第2条 〔略〕 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費</u>とし、その額及び支給方法は、<u>職員の旅費に関する条例（令和7年墨田区条例第__号）</u>の適用を受ける職員の例による。ただし、その合計額が1日につき5,000円に達しないときは、5,000円とする。 3 〔略〕	〔同左〕 第2条 〔略〕 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費</u>とし、その額及び支給方法は、<u>職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）</u>の適用を受ける職員の例による。ただし、その合計額が1日につき5,000円に達しないときは、5,000円とする。 3 〔略〕

4 付則第6項の規定による墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和31年墨田区条例第17号)の一部改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(費用弁償) 第5条 〔略〕 2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>宿泊費、宿泊手当</u> 及び旅行雑費とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が、区議会を代表する場合は、区長相当額とする。 3 費用弁償の支給方法は、 <u>職員の旅費に関する条例(令和7年墨田区条例第 号)</u> の適用を受ける職員の例による。	〔同左〕 第5条 〔略〕 2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>日当、宿泊料、食卓料</u> 及び旅行雑費とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が、区議会を代表する場合は、区長相当額とする。 3 費用弁償の支給方法は、 <u>職員の旅費に関する条例(昭和33年墨田区条例第20号)</u> の適用を受ける職員の例による。

5 付則第7項の規定による墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年墨田区条例第19号)の一部改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(費用弁償) 第6条 〔略〕 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>宿泊費、宿泊手当</u> 及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。 3 〔略〕	〔同左〕 第6条 〔略〕 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>日当、宿泊料、食卓料</u> 及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。 3 〔略〕

6 付則第8項の規定による墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例
(昭和31年墨田区条例第20号)の一部改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(旅費) 第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費</u> 及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。	〔同左〕 第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料</u> 及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。

7 付則第9項の規定による墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第21号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第4条 〔略〕 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額及び支給方法は、墨田区規則で定める。	〔同左〕 第4条 〔略〕 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料及び食卓料の7種</u>とし、その額及び支給方法は、墨田区規則で定める。

8 付則第10項の規定による墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年墨田区条例第2号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（費用弁償） 第3条 〔略〕 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、副区長相当額とする。	〔同左〕 第3条 〔略〕 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、<u>日当及び宿泊料の5種</u>とし、その額は、副区長相当額とする。

9 付則第11項の規定による外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第7号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>職員の旅費に関する条例（令和7年墨田区条例第 号）</u>に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。	〔同左〕 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）</u>に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

10 付則第12項の規定による墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例（平成29年墨田区条例第3号）の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（旅費） 第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費</u>とし、その額は、副区長相当額とする。	〔同左〕 第3条 〔略〕 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料</u>及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。